

(平成22年12月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から50年3月まで

昭和50年4月にA社会保険事務所(当時)へ行ったとき、直近の1年間分の国民年金保険料をすぐに納めるように言われて納付した。このとき、過去の分の保険料についてはB市役所に行って納めるようアドバイスを受けたので、市役所の窓口で納付した。

また、昭和51年3月にB市役所の窓口で国民年金保険料を納めたとき、その証明として国民年金手帳に「裁定請求済」のゴム印及び「51.3.20」の日付印を押してもらった。

しかし、オンライン記録では、申立期間において国民年金保険料が納付済みとなっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年4月にA社会保険事務所の窓口で、直近の1年間分の国民年金保険料をすぐに納めるように言われ、過去の保険料はB市役所で納付するようアドバイスを受けたので、市役所の窓口で納付したとしている。

しかし、現年度の国民年金保険料については、社会保険事務所(当時)では納付することができない上、申立人は、市役所で納付した保険料の納付期間や納付金額について明確に覚えておらず、当時の納付状況は不明である。

また、申立人は、昭和51年3月にB市役所の窓口で国民年金保険料を納付した証明として、国民年金手帳に「裁定請求済」のゴム印と日付印を押してもらったと主張しているが、同市は、平成元年3月20日に申立人が、国民年金の裁定請求を行ったときに押したものであると回答している上、「51.3.20」の日付印は、数字の字体が異なるなど不自然である。

さらに、申立人の裁定請求日は、オンライン記録、B市の国民年金被保険

者名簿のいずれの記録も一致している。

加えて、申立期間において、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から55年10月までの期間及び56年3月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月から55年10月まで
② 昭和56年3月から58年3月まで

昭和52年ごろ、A市から電話又は文書で、「国民年金保険料の納付が困難であれば、保険料の全額免除制度があるので免除申請をしたらどうか」と勧められ、申請書を郵送した記憶がある。免除申請はこのときを含めて2回行ったと思う。

申立期間について、免除申請したはずなのに、保険料が未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年ごろ、A市から電話又は文書で「国民年金保険料の納付が困難であれば、保険料の全額免除制度があるので免除申請をしたらどうか」と勧められて申請書を郵送した記憶があると主張しているが、加入手続や免除申請の時期について明確には覚えておらず、記憶は曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年9月ごろにA市において申立人の妻と連番で払い出されており、この時点で申立期間の国民年金保険料については、さかのぼって免除を受けることはできない上、一緒に免除申請したとするその妻も、申立期間の保険料が免除されていた形跡は見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月から40年7月まで

A社で、昭和36年5月21日に臨時工となったが、その後、40年7月までの標準報酬月額が実際の給与額に比べて低すぎると感じる。

また、給与は毎年上がり続けていたはずなのに、37年10月から38年7月までの標準報酬月額が37年9月と比べて2,000円減額となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「臨時工となったときの日給額について、A社の人事担当者から1,120円と聞いたので、そうであれば、それ以降の給与月額は2万4,640円以上であったはずであり、申立期間に係る標準報酬月額は低すぎる。」と主張しているが、A社から提出された申立人の従業員名票によると、申立人が臨時工となった昭和36年5月21日の本給（日額）は、1,120円ではなく170円であることが確認できる上、同社は、人事担当者が申立人に回答した際、数字を読み誤って回答した可能性があるとしている。

また、申立人の従業員名票に記載されている本給及び諸手当の額から推計される報酬月額は、申立期間に係るオンライン記録の標準報酬月額とおおむね一致している。

さらに、オンライン記録において、申立人と同日にA社で厚生年金保険被保険者資格を取得している、申立人と同年代（昭和3年から10年生まれ）の同僚（8人）について、申立期間における標準報酬月額の推移を調査したところ、標準報酬の改定時期は申立人とおおむね一致している上、このうち3人は、申立人と同じ時期に、標準報酬月額が減額されており、申立人が他の

同僚と比べて異なる取扱いとなっている状況はうかがえない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（マイクロフィルム）を確認しても、申立人の標準報酬月額がオンライン記録と一致している上、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

このほか、申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。